

## 技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するお願い

## 山口県

県では、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するとともに、社会保険等への加入徹底の観点から、設計労務単価について約4%引き上げることとし、例年4月の改定時期を前倒しして平成27年2月1日から適用することとしました。

ご承知のように、昨年6月にいわゆる担い手3法の改正が行われ、品確法においては、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保が基本理念として追加されたところです。

県としましては、新労務単価の上昇が、確実に技能労働者の賃金引き上げにつながり、処遇改善等を通じて若年層の建設業への入職が促進されることが重要と考えています。

ついては、引き続き、下記事項について適切に対応していただきますよう、お願いいたします。

## 記

- 1 自社における技能労働者への適切な水準の賃金の支払及び社会保険等への加入徹底
- 2 技能労働者への適切な水準の賃金及び社会保険等への加入相当額を適切に含んだ額による下請契約の締結
- 3 下請企業に対する、技能労働者への適切な水準の賃金の支払要請及び社会保険等への加入指導